

シェリロゼ 受講規約

第1条 (規約の目的)

本規約は、株式会社シェリロゼ(以下「当社」という。)が主催する講座(以下「当講座」という。)を受講する第5条所定の受講生(以下「受講生」という。)についての規定を定めることを目的とします。

第2条 (本規約の範囲及び変更)

本規約のほか当社が別途定めて表示する諸規定(以下「諸規定」という。)も、本規約の一部を構成するものとします。

2 本規約本文の定めと、諸規定の定めとが異なる場合は、当該諸規定の定めが優先して適用されるものとします。

第3条 (本規約の内容及びサービスの変更)

本規約及び当講座の内容は、当社が定めて、これを随時変更することができ、受講生はあらかじめこれを承諾するものとみなします。

第4条 (当社からの通知)

本規約及び当講座の内容の変更等に関する当社からの通知は、受講生に対し随時必要な事項を通知した時点から、その効力を生じるものとします。

第5条 (受講者)

本規約における受講生とは、第6条に定める当社への受講申込を行い、当社が受講を承認し、当社が受講資格を与えた者をいいます。

2 受講生は、当該承認後、当講座を受講できるものとします。

第6条 (受講について)

受講生は、18歳以上の者であり、本規約の内容を承諾の上、別に定める方法で受講申込を行い、当社が受講を認めた者とします。但し、当該申込時点で受講申込者が18歳未満である場合は、その保護者の同意を得ている者に限定することとします。

2 受講生は、受講申込の時点で、本規約の内容に合意しているものとみなします。

第7条 (受講の承諾及び取り消し)

当社は、前条に規定する受講申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その申込を承認するものとします。但し、当該承認後に受講生が次の各号のいずれかに該当していることが判明した場合、当社は、事前に通知することにより、その登録を抹消し、当該受講生の受講資格を取り消すことができるものとします。この場合、第14条の定めにより、受講料は返還しません。

- 1) 受講申込内容に虚偽の記載、誤記、故意の記入漏れ等がある場合
- 2) 受講申込者が存在しない場合
- 3) 受講申込者の承諾無くして他者が申し込んだ場合
- 4) 受講申込者が宗教など他の団体への勧誘行為を行うことを目的としている、もしくは受講申込者が勧誘行為を行う者であると当社が認める場合
- 5) 受講申込者が
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2号の暴力団、又はこれに類する反社会団体(以下「暴力団等」という。)に所属する者(以下「暴力団員等」という。)
 - ② 暴力団員等でなくなった時から5年を経過しない者
 - ③ 暴力団等及び暴力団員等と組織上、又は業務上の関係を有し、もしくは当該関係を有する団体に所属する者
 - ④ 暴力団員等に対し、資金その他の便益を提供し、又は社会的に相当と認められない特別な関係を有する者と当社が認める場合
- 6) 過去に受講申込および解約を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合
- 7) 当講座の受講料の決済方法として、受講申込者が指定したクレジットカード、又は銀行等預貯金口座の使用が認められない等、受講申込者が指定した決済手段が無効である場合
- 8) 過去に当講座の受講承認が取り消され、又は受講停止処分とされている場合
- 9) 受講申込時において、18歳未満の未成年者がその保護者の同意を得ずに受講申込をした場合
- 10) 受講申込者が、同業他社であることをふせて受講した場合
- 11) 本規約に違反した場合
- 12) 当講座の受講にあたり、体質的に不適当(メイクアップ講座の受講に際し、化粧品による極度のアレルギーがあるなど)であると当社が認める場合
- 13) 当講座を受講するにあたり、明らかに学習意欲が低いなど、他の受講生の迷惑になると当社が認める場合
- 14) 受講申込者が、過去に精神障害を患っていた若しくは現に精神障害を患っている場合
- 15) その他、受講生として不適当であると当社が認める場合

第8条 (譲渡等の禁止)

受講生は、受講者としての地位を、いかなる第三者に対しても貸与、譲渡、売買、使用許諾、名義変更、質権の設定、その他担保に供する等の行為はできません。

2 前項の規定にかかわらず、当社が代理出席を認める場合において、事前に当社に代理出席者の届け出を行った場合に限り、当該代理出席者の受講を許諾するものとします。ただし、当該代理出席者が本規約により当社が受講資格を認めない者である場合はその限りではありません。

第9条 (受講生の届出情報の変更)

受講生は、住所、電話番号等、当社への届出の内容に変更があった場合、速やかにその内容を当社所定の方法により、第24条の定める連絡先に連絡するものとします。

第10条 (自己責任の原則)

受講生は、当講座の受講に関してすべての責任を負うものとし、当社に対していかなる迷惑、又は損害を与えないものとします。

- 2 当講座の受講に関して、受講生が第三者に対して損害を与えた場合、又は受講生と第三者の間で紛争を生じた場合、当該受講生は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 当社は、第三者の行為に対する疑問、もしくは不満等がある場合は当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。
- 4 当社は、当講座の利用により発生した受講生の損害一切に対し、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。
- 5 当社以外の第三者が受講生に対して提供するサービス等の利用に関連して受講生が損害を受けた場合、当社はいかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。
- 6 受講生が本規約に反し、当社に損害を与えた場合、解約の前後を問わず、受講生はその損害を賠償する責任を負います。

第11条 (営業活動の禁止)

受講生は、当講座を利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為を行ってはならないものとします。

第12条 (その他の禁止事項)

受講生は次の行為を行わないものとします。

- 1) 第三者になりすまして当講座を受講する行為
- 2) 他の受講生になりすまして当講座を受講する行為
- 3) 当社及び当講座ならびに第三者を誹謗中傷する行為
- 4) 当社及び当講座ならびに第三者に不利益を与える行為、又はそのおそれがある行為
- 5) 他の受講者の迷惑になる行為、会場設備を破壊する行為など、当講座の運営を妨げるような行為
- 6) 当講座の内容(当講座で配布されたテキスト・レジュメ・資料を含みます)及び講義・講演等一切の知的財産権は当社及び当社講師に帰属し、講師

の肖像等は講師の肖像権等の人格権により保護されていることを確認するとともに、当社及び講師の知的財産権及び肖像権等を保護するため、以下の行為を禁止する。

- ①不特定多数の者が閲覧可能な媒体(出版物、HP、ブログなど)で公表する行為
 - ②公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線 電気の送信を行うこと
 - ③公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に加え、もしくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、または当該自動公衆送信装置に情報を入力すること
 - ④その公衆送信用記録媒体に情報が記録され、または当該自動公衆送信装置に情報が入力されている自動公衆送信装置について、公衆の用に供されている電気通信回線への接続を行うこと
 - ⑤当社の承諾なく、撮影、録音、録画、複製、口述、頒布すること
- 7)前各号の他、本規約、法令、又は公序良俗に違反する行為、もしくはそれらのおそれがある行為
8)前各号の行為を第三者に行わせる行為

第13条(講座の受講について)

受講生は、当講座を受講するにあたっては、当社が別途定める受講に際してのルールを遵守するものとします。

第14条(受講料)

当講座の受講料は、受講生が受講を希望する講座の種別に応じて、別途さだめるものとします。また、受講料以外の利用料金の支払いを有する有料サービスを行う場合、当社は、別途、その利用料金を定めて受講者に明示します。

- 2 受講生は、前項に定める受講料等を、当社の定める方法により支払うものとします。
- 3 当社は、いかなる理由においても、受講料は返却致しません。
- 4 第1項の受講料等の支払に必要な振込手数料、その他の費用は、当社が認める場合を除き、受講生の負担とします。

第15条(講座の受講禁止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該受講生の了承を得ることなく、当該受講生に対して、当講座の受講を禁止する場合があります。

- 1) 電話、電子メール、郵便等の手段により受講生と連絡をとることができない場合
 - 2) 第三者により、受講資格が不正に利用されている場合、又はそのおそれがあると当社が認める場合
 - 3) 第7条に定める受講資格の取消事由に該当するおそれがあると当社が認める場合
 - 4) 受講生が、当講座の運営を妨げる行為をするおそれがあると当社が認める場合
 - 5) その他当社が緊急性が高いと認める場合
- 2 当社が前項の措置を執ることにより、当該受講生が当講座を受講することができず、それにより受講生に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第16条(当講座の終了)

当社は、開講の1ヶ月前までに受講生に対して告知することにより、当社の裁量で当講座の開催を終了することができます。

第17条(免責)

当社は、当講座の開催を終了することにより、受講生または第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第18条(本規約への違反行為に対する措置)

受講生が、本規約に違反する行為を行った場合または、第7条各号に定める受講資格を満たさないにもかかわらず受講資格を取得した場合、当社は当該受講生に対し何ら催告なく、受講契約を解除することができるものとします。

- 2 前項の場合において、当社に損害が生じた場合は、損害賠償請求その他の法的措置をとることとします。

第19条(受講生情報の取扱い)

当社は、受講生の氏名、住所、電話番号等受講生に関する情報(以下「受講生情報」という。)を取得するものとし、受講生情報の保護について必要かつ適切な措置を講じることとします。

第20条(受講生情報の利用目的)

受講生情報の利用目的は次の各号の通りとし、受講生は当社が利用目的内で受講生情報を利用することに同意します。

- 1) 当社が、当講座に関するお知らせを受講生宛に、電子メール、郵便などにより送付すること
- 2) 当講座における適正なサービスを提供するため

第21条(個人情報の第三者提供)

法令に基づく場合、本人または公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するためが必要な場合を除き、当社が取得する受講生個人情報を、会員の同意を得ないで第三者(当社が、当社に関する業務を委託する者およびその再委託先を除く)に対して提供しないものとします。

第22条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第23条(専属的合意管轄)

本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第24条(問い合わせ先)

本規約についてのお問い合わせ、又本規約に基づく通知等の宛先は、次の通りとします。

住所: 〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 4-16-6-805
会社名: 株式会社シェリロゼ
電話: 03-5448-1488 FAX: 03-5448-1489

第25条(その他)

当社と受講者は、本規約を誠意をもって遵守します。本規約の解釈に疑義が生じた場合及び本規約に定めのない問題が生じた場合は、両者協議のうえこれを解決するものとします。そして、双方の信用を損なうことの無いようにします。

平成24年11月1日

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿4-16-6-805
当社 株式会社シェリロゼ
代表取締役 井垣 利英